



個人情報保護法の改正に伴う北九州市の個人情報保護
制度における対応について

< 答 申 >
(案)

令和5年1月

北九州市個人情報保護審査会





答申に当たって

北九州市では、平成4年10月に制定された北九州市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護に努めるなど、個人情報保護制度の適正な運用を推進してきました。

今般、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護とデータの利活用の両立を図るための全国的な共通ルールを定めることを主旨とする「個人情報の保護に関する法律の改正(以下「改正個人情報保護法」という。)」が行われ、令和5年4月以降、地方公共団体に改正個人情報保護法が適用されることになりました。

このような状況のもと、北九州市個人情報保護審査会は、令和4年10月28日付けで、北九州市長より、「個人情報保護法の改正に伴う北九州市の個人情報保護制度における対応について」の諮問を受けました。

審査会としては、改正個人情報保護法の趣旨を踏まえた上で、引き続き市民の個人情報の適正な取扱いとともに市民の利便性や個人情報の取扱いの透明性、客観性を重視するとの観点から、今後の個人情報保護制度における北九州市の対応について意見を取りまとめました。

具体的には、北九州市において、これまで個人情報保護条例に基づき運用されてきた個人情報の取扱いのルールや開示請求等の個人情報保護のための制度を、新たに適用される改正個人情報保護法の下でも可能な限り維持することなどを提言しています。

今後、北九州市においては、本答申の趣旨を十分に尊重し、条例制定等の必要な措置を講じることで、個人情報保護制度の維持及びより一層の充実に努められることを期待します。

令和5年1月

北九州市個人情報保護審査会
会長 時枝和正



目次

第1 北九州市の個人情報保護制度における対応に対する考え方	1
第2 「(仮称)北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例」制定における検討事項	2
【委任事項】	
① 開示請求に係る手数料	2
② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料	4
【任意事項】	
③ 「条例要配慮個人情報」の規定追加	7
④ 個人情報ファイル簿の作成及び公表	9
⑤ 開示請求における不開示情報の範囲	10
⑥ 開示決定等の期限(開示・訂正・利用停止請求の決定期限)	13
⑦ 審査会への諮問(審査請求)	15
⑧ 審査会への諮問(審査請求以外)	17
<資料>	
① 個人情報保護法の改正に伴う北九州市の個人情報保護制度における対応について(諮問)(令和4年10月28日付け北九文館第42号)	19
② 北九州市個人情報保護審査会委員名簿	20
③ 審査会における審議経過	21

第1 北九州市の個人情報保護制度における対応に対する考え方

1 基本的な考え方

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法の下で、地方公共団体の個人情報保護制度については、全国的な共通ルールが適用されることになり、データの利活用が一層進み社会に有益な効果をもたらすことが考えられる一方で、改正個人情報保護法において目的として規定されている個人の権利利益を保護するためには、個人情報の適正な取扱い、安全管理措置などがより重要であると考ええる。

また、改正個人情報保護法による全国共通ルールの適用や法解釈等が個人情報保護委員会へ一元化されることに伴い、これまで個別の事案について審査会が果たしてきた役割が縮小することなどが考えられるが、専門的な知見や市民感覚などの観点から第三者機関として審査会が果たすべき役割は、今後も引き続き重要であると考ええる。

2 審査会における検討事項の整理

北九州市の個人情報保護制度における対応を検討するに当たり、現行の北九州市個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)と改正個人情報保護法との比較を行い、改正個人情報保護法には現行条例と同等の規定が置かれており、必要な保護水準は確保されていることが確認できた。

一方で、改正個人情報保護法では、法律の規定に反しない限りで、条例で必要な規定を定めることとされており、大きく、委任事項(条例で定める必要がある事項)と任意事項(必要に応じて条例で定めることが考えられる事項又は条例で定めることが妨げられるものではない事項)の2つに区分することができる。

これらを踏まえ、「(仮称)北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定に当たっての方向性について論点整理を行うため、次に掲げる項目を検討事項として取り上げることとした。

【委任事項】

- ① 開示請求に係る手数料
- ② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

【任意事項】

- ③ 「条例要配慮個人情報」の規定追加
- ④ 個人情報ファイル簿の作成及び公表
- ⑤ 開示請求における不開示情報の範囲
- ⑥ 開示決定等の期限(開示・訂正・利用停止請求の決定期限)
- ⑦ 審査会への諮問(審査請求)
- ⑧ 審査会への諮問(審査請求以外)

以下、それぞれの検討事項ごとに審査会の意見を提示する。

第2 「(仮称)北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例」制定における検討事項

<検討事項 1> 開示請求に係る手数料

1 概要

- 改正個人情報保護法は、手数料として実費の範囲内において条例で定めなければならないと規定（無料とすることも可能）
- 手数料とは別に、写しの作成に要する費用等を徴収することも可能

<改正個人情報保護法と現行条例の比較>

	改正法		現行条例	
		施行令		規則
手数料	○ ※1		×	
写しの費用	—		○	○ ※2
郵送料		○	○	○
免除規定	×		○	○

委任

※1 国の行政機関の手数料の額について、保有個人情報が記録されている行政文書1件につき、オンライン請求の場合は200円、それ以外の場合は300円と、政令で定められている。

※2 写しの作成に要する費用について、文書又は図画は、モノクロ1枚につき10円、カラー1枚につき20円、電磁的記録は、用紙に出力した場合は用紙1枚につき10円等と、現行規則で定めている。

2 論点

◎手数料の額をどのように規定するか

- ・現行条例では、手数料を定めていない。
- ・改正個人情報保護法では、手数料を無料とし、これとは別に写しの作成に要する費用等について徴収することを可能としている。
- ・現在、写しの作成や送付に要する額については、規則で定めている。
- ・写しの作成や送付に要する費用について、徴収しないことができる特別な理由があるときを規則で定めている。

3 審査会の意見

開示請求に係る手数料については、現行どおり徴収は行わず、写しの作成及び送付に要する費用を実費の範囲内で徴収することが適当である。

また、写しの作成及び送付に要する費用の減免についても、現行と同等の定めを置くことが適当である。

<説明>

改正個人情報保護法第89条第2項は、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定しており、開示請求に係る手数料の額を条例で定める必要がある。

なお、個人情報保護委員会(国)によれば、開示請求に係る手数料の額を条例で無料と定めることも妨げられないとされている。

開示請求に係る手数料については現行条例では無料とされており、写しの作成及び送付に要する費用は、規則で実費相当額が定められている。

改正個人情報保護法の施行後も、開示請求者の利便性や経済的負担を考慮し、現行条例等での取り扱いと同様に、手数料の徴収は行わず、写しの作成及び送付に要する費用は実費の範囲内で徴収することが適当である。

また、写しの作成及び送付に要する費用の減免についても、公益上の必要性を考慮し、現行条例等と同等の定めを置くことが適当である。

<検討事項 2> 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

1 概要

○改正個人情報保護法は、行政機関等匿名加工情報^{※1}の利用に関する契約を締結する者が納める手数料について、政令(「個人情報の保護に関する法律施行令」をいう。以下同じ。)で定める額を標準として、条例で定めなければならないと規定

<契約を締結する者及び手数料額>

契約を締結する者		手数料額 (政令で定める額)
①	新規に行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案を行い、提供を受ける場合	21,000 円 + 匿名加工に要する時間当たり 3,950 円 + 加工を委託した場合は、委託に要した費用
②	①において作成済の行政機関等匿名加工情報について、他の事業者が提供を受ける場合	
③	①又は②において提供を受けた事業者が、(同じ)行政機関等匿名加工情報の提供を受ける場合	12,600 円

※1 「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報ファイルであって、特定の個人を識別することができる記述等を削除し、復元できないように加工したもの。新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する目的で、民間事業者から利用の提案があった場合、行政機関の長等は審査の上で契約(＝行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約)し、上記の加工を施して提供する。

2 論点

◎政令で定める額と異なる手数料を規定する必要があるか

- ・改正個人情報保護法は政令で定める額を標準として、契約に関する手数料を定めることとしている。
- ・政令で定める額と異なる額とする必要性は特に認められない。



3 審査会の意見

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については、政令で定める額と同額とすることが適当である。

<説明>

改正個人情報保護法の施行に伴い、令和5年4月から地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)に行政機関等匿名加工情報制度が導入される。改正個人情報保護法第119条第3項及び第4項では、「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定しているため、手数料の額を条例で定める必要がある。

なお、この規定を受けて、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令」第31条第4項及び第5項では、条例で定める行政機関等匿名加工情報の手数料の額の標準を定めている。

条例で定める当該手数料の額については、国において実費を勘案して算出した額と別異に設定する特段の理由はないことから、受益者負担の原則からも同額とすることが適当である。

【参考】「行政機関等匿名加工情報制度」の創設について

行政機関等匿名加工情報制度とは、行政機関や地方公共団体等が公表した個人情報ファイル簿に対し、民間企業から提案があった場合、適合性を審査した上で契約し、匿名加工情報を提供するもので、都道府県及び政令指定都市に導入が義務付けられた制度。

① 「行政機関等匿名加工情報」とは

行政機関が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように加工し、かつ、復元できないようにした情報（≠個人情報：第三者への提供について本人の同意は不要）

② 行政機関等匿名加工情報の作成方法に関する基準（個人情報保護法施行規則第62条）

ア 特定の個人を識別することができる記述（氏名、生年月日等）の全部又は一部を削除
例）I D、12345、小倉 太郎、男、119 歳 → I D 12345、~~小倉 太郎~~、男、119 歳

イ 個人識別符号（基礎年金番号、介護保険証に記載された番号等）の全部を削除
例）I D、12345、小倉 太郎、男 119 歳 → I D ~~12345、小倉 太郎~~、男、119 歳

ウ 個人情報と他の情報とを連結する符号（管理用 ID 等）の削除
例）I D、12345、小倉 太郎、男 119 歳 → ~~I D 12345~~、~~小倉 太郎~~、男、119 歳

エ 特異な記述等（家族構成等）を削除
例）I D、12345、小倉 太郎、男 119 歳 → ~~I D 12345~~、~~小倉 太郎~~、男、~~119 歳~~

③ 提案募集の具体的な流れ



④ 提供に際しての主な審査基準

ア 提案事業者が提案する加工の方法が、特定の個人を識別できず、また保有個人情報を復元できないように②の基準に適合すること

イ 提案事業者の提案する事業の目的及び内容が、新たな産業の創出や、活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現に資するものであること

例）健康や福祉関連等の情報を活用した新たなビジネスの創出
医療機関が保有する医療情報を活用した病気の予防や新薬の開発

ウ 作成された行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに安全管理の措置（提案事業者が講ずる行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止、適切な管理のための措置）が、本人の権利利益を保護するために適切なものであること

<検討事項 3> 「条例要配慮個人情報」の規定追加

1 概要

- 改正個人情報保護法は、取扱いに特に配慮を要する個人情報について「要配慮個人情報^{※1}」として規定（＝現行条例において規定する要配慮個人情報と同じもの）
- 地域の特性等に応じて特に配慮を要する個人情報を「条例要配慮個人情報^{※2}」として追加可能

- ※1 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条等本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。
- ※2 「条例要配慮個人情報」とは、地域の特性、その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

2 論点

- ◎現行条例に定める要配慮個人情報と改正個人情報保護法に定める要配慮個人情報の内容(範囲)に差異はあるか
 - ・現行条例における要配慮個人情報の規定と改正個人情報保護法における要配慮個人情報の規定は同一のものである。
- ◎現行条例に要配慮個人情報として定めのない特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を保有しているかどうか
 - ・保有している場合、「(仮称)北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例」に条例要配慮個人情報として規定する必要があるか。
- ◎要配慮個人情報に係る取扱いについて現行条例と改正個人情報保護法で差異はあるか
 - ・現行条例第6条第3項において、要配慮個人情報の取得については通常の個人情報に比べてより厳しく制限しているが、改正個人情報保護法ではこのような規定は置かれていない。
 - ・一方、改正個人情報保護法第61条は個人情報の保有は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限って認められるとしており、実質的に個人情報を保有できる範囲は、要配慮個人情報が保有個人情報に含まれることを勘案し、概ね同様であるとの見解が個人情報保護委員会（国）から示されている。

3 審査会の意見

改正個人情報保護法に規定する要配慮個人情報に追加して、新たに条例要配慮個人情報として追加する必要のある保有個人情報は存しない。

<説明>

改正個人情報保護法第2条第3項は、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として定めている。

また、改正個人情報保護法第60条第5項は、要配慮個人情報以外に、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」として定めており、地方自治体が条例で独自に、条例要配慮個人情報として規定することを認めている。

現行条例及び改正個人情報保護法における要配慮個人情報の定義は、実質的に同一であると考えられる。そのため、現行条例における要配慮個人情報については、改正個人情報保護法の下、これまでと同様に適正に管理することが必要と考える。

また、現行条例において要配慮個人情報とされていない個人情報について、新たに条例要配慮個人情報とすべきものの有無を検討したが、現段階において、新たに規定すべきものはないと考える。

<検討事項 4> 個人情報ファイル簿の作成及び公表

1 概要

- 改正個人情報保護法において個人情報ファイル簿^{※1}の作成及び公表が求められているのは、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイル
- 改正個人情報保護法が義務付ける個人情報ファイル簿とは別に、個人情報の保有状況を記載した帳簿の作成を条例で規定することが可能

※1 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報の検索を容易にできるよう体系的に構成したもの(電子データ、紙媒体)をいう。

「個人情報ファイル簿」とは、保有している個人情報ファイルについて、法定事項(名称、利用目的、収集方法、含まれる項目等)を記載した個票をまとめた帳簿をいう。

2 論点

- ◎改正個人情報保護法では個人情報ファイル簿の掲載対象とならない本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルの取扱いについて
 - ・改正個人情報保護法では、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルについて、そのファイルごとに個人情報ファイルの名称及び利用目的などの事項を掲載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられている。
 - ・現行条例においては、本人の数によって個人情報ファイルの管理方法等に差異は設けていない。

3 審査会の意見

個人情報ファイル簿の作成及び公表については、現行どおりの取扱いを行うこととし、また、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、同様に帳簿を作成し、公表することが適当である。

<説明>

改正個人情報保護法第75条第1項等の規定により、行政機関等が保有している個人情報ファイルごとに、個人情報ファイルの名称及び利用目的などの事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられている。ただし、改正個人情報保護法では本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられていない。

しかし、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルであっても、全ての保有個人情報について適切に管理を行うことが必要であること、また、改正個人情報保護法施行後も、個人情報の適正な管理及び本人の権利利益の保護の観点から、現行と同様に帳簿を作成し、公表することが適当である。

＜検討事項 5＞ 開示請求における不開示情報の範囲

1 概要

○改正個人情報保護法第78条が定める不開示情報^{※1}の範囲について、北九州市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）との整合性を図るために条例で定めることが可能

＜改正個人情報保護法と現行条例及び情報公開条例との差異^{※2}＞

改正法		現行条例		情報公開条例	
2号ハ	第三者に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・職務遂行情報は開示	2号ウ	第三者に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・ <u>氏名</u> ・職務遂行情報は開示	1号ウ	個人に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・ <u>氏名</u> ・職務遂行情報は開示
3号	法人情報	4号	(法人からの)任意提供情報	3号	(法人からの)任意提供情報
	—		(個人からの)任意提供情報		(個人からの)任意提供情報
	—	8号	法令秘情報	7号	法令秘情報

※1 不開示情報とは、開示請求を受けた保有個人情報^{※1}は原則として開示するが、例外的に、開示請求者以外の個人に関する情報等、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある場合、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等に不開示とする情報をいう。

※2 各法令の規程は、改正法第78条第1項、現行条例第18条及び情報公開条例第7条である。

2 論点

①公務員の氏名を開示情報とする規定の必要性の有無

- ・現行条例においては不開示情報の例外（開示情報）としているところ、改正個人情報保護法では不開示情報とされている。
- ・行政機関（国）は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、特段の支障を生じる場合を除き、公にするものとしており、改正個人情報保護法第78条第1項第2号イに該当するものとして開示することとしている。
- ・本市においては、情報公開条例において、当該公務員個人の権利利益を害する場合を除き不開示情報の例外として規定している。

②任意提供情報を開示情報とする規定の必要性の有無

- ・現行条例及び情報公開条例においては、法人又は個人からの任意提供情報（他に



開示しないことを条件に得た情報) について不開示情報としているところ、改正個人情報保護法では法人からの任意提供情報を法人情報として不開示情報としており、個人からの任意提供情報についての規定はない。

- ・しかしながら、個人からの任意提供情報については、改正個人情報保護法第78条第1項第2号の「第三者に関する情報」に含むとし、不開示情報として取り扱うことは可能であると考えられる。

③法令秘情報を不開示情報とする規定の必要性の有無

- ・現行条例及び情報公開条例においては、法令秘情報（他の法令の規定により開示することを禁じられている情報）について不開示情報としているところ、改正個人情報保護法ではこれに相当する規定はない。
- ・法令秘情報については、通常、改正個人情報保護法第78条第1項各号のいずれかに該当するものと考えられるため、他の法令の規定の趣旨等を踏まえて実質的に判断する必要があると個人情報保護委員会（国）が見解を示している。

3 審査会の意見

- ① 「公務員の氏名」については開示情報とし、一方で、「公務員個人の権利利益を害するおそれがある場合」には不開示とする規定を追加することが適当である。
- ② 改正個人情報保護法に規定がない個人からの任意提供情報については、不開示情報として別途規定する必要はない。
- ③ 法令秘情報については、開示を禁じる他の法令の規定の趣旨等を踏まえ、改正個人情報保護法第78条第1項各号に基づき実質的に判断する必要がある。

<説明>

- ① 改正個人情報保護法第78条第2項は、改正個人情報保護法と情報公開条例に規定する不開示部分の整合性を確保するため、改正個人情報保護法の不開示情報を情報公開条例と同様に開示にすること、又は改正個人情報保護法の開示情報を情報公開条例と同様に不開示にすることができる旨を規定している。

本市におけるこれまでの運用を踏まえ、情報公開条例との整合を図ることができるよう、公務員の氏名について、開示請求(情報公開及び個人情報)における取扱いを同様とする必要があることから、改正個人情報保護法第78条第2項に基づき、「公務員の氏名」については開示情報とし、一方で「公務員個人の権利利益を害するおそれがある場合」には不開示とする規定を追加することが適当である。

- ② 法人又は個人からの任意提供情報について、法人の場合は改正個人情報保護法第78条第1項第3号ロにより不開示情報に該当するが、個人の場合はこれに相当する規定はない。

個人から得た任意提供情報は、その内容から、当該個人が誰であるかを特定することが可能であるため、開示請求者以外の個人に関する情報に該当すると考えられる。そのため、改正個人情報保護法第78条第1項第2号の「第三者に関する情報」に含まれるとして、現行どおり不開示情報として取り扱うことができることから、不開示情報として別途規定する必要はない。

- ③ 法令秘情報について、改正個人情報保護法第78条第1項に不開示情報として明文で規定されていない。この点について、個人情報保護委員会(国)により、

- ・改正個人情報保護法第78条第1項各号により規定する不開示情報とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条各号に掲げる不開示情報を基としており、これは不開示とするべき事項を典型的に規定している
- ・改正個人情報保護法第78条第1項各号のいずれかに該当するか、開示を禁じている各法令等の規定の趣旨等を勘案して実質的に判断すべきである

旨の見解が示されている。

そのため、改正個人情報保護法第78条第1項各号に定める不開示情報に該当するかどうかを、個別に実質的に判断する必要がある。

<検討事項 6> 開示決定等の期限(開示・訂正・利用停止請求の決定期限)

1 概要

○開示決定等の期限については、改正個人情報保護法で規定する開示決定等の期限^{※1}の範囲内において条例で規定することが可能

<改正個人情報保護法と現行条例の比較>

	改正法	現行条例
開示決定期限	30日以内	15日以内
開示延長決定期限	30日以内	45日以内
訂正(利用停止)決定期限	30日以内	30日以内
訂正(利用停止)延長決定期限	30日以内	30日以内

*現行条例では、起算日は開示請求日

※1 開示決定等の期限とは、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）を受けた場合に、開示、一部開示又は不開示決定を行わなければならない期限をいう。開示請求等の手続に関する事項について、改正個人情報保護法が規定する開示決定等の期限の範囲内で、条例で規定することが可能である。

2 論点

◎開示決定等の期限について、改正個人情報保護法の規定の範囲内において、条例で規定する必要がある

- ・開示決定等の期限について、改正個人情報保護法の規定を超える現行条例の規定は、「開示延長決定期限 45日以内」があり、これについては30日以内の期限に改める必要がある。
- ・「開示決定期限」については、改正個人情報保護法の規定が「30日以内」である一方、現行条例の規定は「15日以内」であり、これを改正個人情報保護法の規定に合わせ延長することが適当か検討する必要がある。

3 審査会の意見

開示請求等に係る決定期限については、改正個人情報保護法の規定に合わせ「開示延長決定期限」については、現行条例の45日以内を30日以内と改め、その他の「開示決定期限」「訂正(利用停止)決定期限」及び「訂正(利用停止)延長決定期限」については、現行条例と同様の規定とすることが適当である。

<説明>

改正個人情報保護法第83条第1項は、「開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない」と規定しているが、開示請求者の利便性を考慮し、改正個人情報保護法の施行後も現行条例と同様の取扱いを維持することが望ましいため、開示請求に係る決定期限については「15日以内」とする。

【参考】 決定期限の比較

	改正法	現行条例	改正案
開示決定期限	30日以内	15日以内	15日以内
開示延長決定期限	30日以内	45日以内	30日以内
訂正(利用停止)決定期限	30日以内	30日以内	30日以内
訂正(利用停止)延長決定期限	30日以内	30日以内	30日以内

<検討事項 7> 審査会への諮問(審査請求)

1 概要

- 改正個人情報保護法では、行政不服審査法に基づく機関への諮問^{※1}が義務付けられており、必要事項を条例で定めることが必要
- 現行条例では、開示決定等についての審査請求がなされた場合、条例に基づき設置している審査会に諮問

※1 行政不服審査法に規定する機関への諮問義務について
改正個人情報保護法により、行政不服審査法第81条に規定する機関への諮問が義務付けられ、その組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めることとされている。

2 論点

- ◎現行条例に基づく審査会を行政不服審査法上の審査会として位置付け、改正個人情報保護法施行後も開示決定等の審査請求に関して、審査会に諮問することとするか
 - ・改正個人情報保護法施行後は、条例により現行の審査会を行政不服審査法第81条の機関として位置付けることで、審査会に審査請求に係る諮問をすることは可能とされている。
 - ・審査請求に係る諮問については、当事者双方の主張を踏まえた上で審議を尽くす必要があり、これまでの知見の積み重ねが重要であることなどから、引き続き、現行の審査会に諮問することが望ましい。
 - ・また、改正個人情報保護法は議会には適用されないため、「(仮称)北九州市議会個人情報保護条例」に基づいて議会が行った開示決定等に対する審査請求について、議会からの諮問に応じ、審査会が調査審議を行うことができるように、条例に規定することが望ましい。

3 審査会の意見

審査会への諮問(審査請求)については、現行の審査会を行政不服審査法第81条の機関として位置付けることで、引き続き開示決定等に係る審査請求について審査会に諮問することが適当である。また、議会についても引き続き、審査請求に係る諮問に応じ、審査会が審査請求について調査審議を行えるよう、条例に必要な規定を定めることが適当である。

<説明>

改正個人情報保護法第105条第3項で読み替えて準用される第1項は、開示決定等について審査請求が行われたときは、行政不服審査法第81条に定める機関に諮問しなければならないと規定している。審査請求に係る諮問については、当事者双方の主張を踏まえた上で審議を尽くす必要があり、これまでの知見の積み重ねが重要であることから、引き続き、現行の審査会が調査審議を行うことができるよう条例に規定することが望ましい。そのため、条例において、現行の審査会を行政不服審査法第81条の機関として位置付け、引き続き開示決定等に係る審査請求について審査会に諮問することが適当である。

また、改正個人情報保護法が適用されない議会についても、これまでどおり、審査請求に係る諮問に応じ、審査会が審査請求についての調査審議を行うことができるよう、条例に必要な規定を定めることが適当である。

<検討事項 8> 審査会への諮問(審査請求以外)

1 概要

○個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には条例で定めることで、審査会への諮問^{※1}が可能

※1 審査会への諮問について

改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めることにより、審議会等に諮問することができる旨規定されている(第129条)。

※2 審査会の所掌事務(現行)について

審査会の現行の所掌事務については、次のとおり。

- ①審査請求についての調査審議
- ②個人情報保護制度の運営に関する審議等
(条例改正、特定個人情報保護評価に関する第三者点検等)
- ③保有個人情報に係る審査会への意見聴取、報告等
 - *意見聴取事項(個人情報の保有の制限、目的外利用等)
 - *報告事項(オンライン結合提供、存否応答拒否等)

2 論点

◎改正個人情報保護法施行後の審査会の所掌事務について

- ・「個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合」の例として、以下のとおり個人情報保護委員会(国)が示している。
 - *法施行条例を改正する場合
 - *国の法令等に従った運用ルールの詳細を定める場合
 - *地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護施策を実施する場合
- なお、改正個人情報保護法以外の法令(特定個人情報保護評価に関する規則等)に基づき審査会に意見を聴くことは妨げられないとされている。
- ・また、改正個人情報保護法は議会には適用されないため、議会における個人情報保護に係る同様の事項について、議会からの諮問に応じ、審査会が審議を行うことができるように、条例に規定することが望ましい。

3 審査会の意見

審査会への諮問(審査請求以外)については、国が示す例及び本市の実情等を踏まえた上で、条例で必要な規定を定めることが適当である。また、議会についても引き続き、諮問に応じ、審査会が審議を行えるよう、条例に必要な規定を定めることが適当である。

<説明>

改正個人情報保護法第129条は、地方公共団体の機関は条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会等に諮問することができる旨規定している。個人情報の取得、利用、提供等について類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされている一方で、条例改正や個人情報保護に係る重要施策等については、今後も引き続き、審査会がその専門性を発揮することが期待されている。

そのため、審査会への諮問事項については、国が示す例及び本市の実情等及び議会からの諮問に対しても応じる必要を踏まえた上で、以下のとおり、条例に規定することが適当である。

- * 条例改正等を行う場合
- * 保有個人情報の安全管理措置の基準を定める場合
- * 個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合
- * 特定個人情報保護評価に関して意見を述べる場合
- * 議会の諮問に応じ調査審議する場合

北九文館第42号
令和4年10月28日

北九州市個人情報保護審査会
会長 時枝 和正 様

北九州市長 北橋 健治

個人情報保護法の改正に伴う北九州市の個人情報保護制度における
対応について（諮問）

本市では、北九州市個人情報保護条例を平成4年10月から施行し、これまで個人の権利利益の保護及び行政の適正かつ円滑な運営に努めてきたところです。

この度、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体についても同法に定める全国的な共通ルールが適用されることに伴い、本市においても、同法の施行までの間に、同法の趣旨・目的及び関係規程に照らして、所要の対応を講ずる必要が生じております。

つきましては、同条例第47条第2項の規定により、同法に基づき条例で定める事項等、本市の個人情報保護制度における対応の方向性について諮問いたします。

北九州市個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	役 職 名
会長 <small>ときえだ かずまさ</small> 時枝 和正	弁護士
会長職務代理者 <small>かん しんいち</small> 姜 信一	九州国際大学 法学部教授
<small>しげなが ゆうこ</small> 重永 酉子	元司法書士
<small>かんぼら ゆうこ</small> 神原 ゆうこ	北九州市立大学 基盤教育センター教授
<small>かわしま ゆうこ</small> 川島 悠子	税理士

審査会における審議経過

第1回会議

【開催日】 令和4年10月31日

【審議内容】 個人情報保護制度における対応について(諮問)

条例制定における論点整理について①

第2回会議

【開催日】 令和4年11月10日

【審議内容】 条例制定における論点整理について②

個人情報保護制度における対応について(中間取りまとめ案)

第3回会議

【開催日】 令和4年12月22日

【審議内容】 市民意見提出手続(パブリックコメント)に係る結果報告について

個人情報保護制度における対応について(答申案)